

令和 8 年度
子どもフリーマーケット企画運営
業務委託仕様書

令和 8 年 8 月
泉大津市市長公室地域経済課

1 業務名

令和8年度 子どもフリーマーケット企画運営業務委託

2 委託期間

契約締結日（令和8年9月を予定）から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

わが国においては高等教育における金融経済教育の必修化に伴い、義務教育課程の段階から子どもの金融リテラシーを高めることが重要となっている。

このような状況において、金融教育への関心と需要が高まっている潮流に対応するため、売り手、買い手ともに子どもだけで行うフリーマーケットを通じて、子どものコミュニケーション能力の向上、リユース意識の醸成、金融リテラシーの習得及び起業マインドの育成を図るとともに、地域の商店街、団体、事業者等との関わりを持つことで、子どもが地域への関心を深め、将来の地域経済の担い手としての意識を育むことを目的とする。

4 業務の内容

令和8年度に2回の開催を予定している「子どもフリーマーケット」の企画、運営、設営、撤去に係る一切の業務であり、下記事項を全て満たすものとする。ただし、業務を限定するものではなく、プロポーザル実施によって契約を締結した事業者が企画提案した内容を踏まえ、本市と協議の上決定する。

(1) 基本的事項

①実施日時：委託期間中2回

土曜日、日曜日又は祝日

1回につき午前、午後の2部制とする

②実施場所：市施設又は商店街（いずれも屋外を想定）

③参加対象者：小学校4年生から6年生までの児童

泉大津市民又は泉大津市内の小学校に通学する者を優先

④出店ブース：1回につき30区画程度

⑤販売品目：不要になった本、おもちゃ、衣服、日用品などの中古品

⑥販売価格：1品につき上限500円

⑦企画に当たっては、子どもフリーマーケットにおける売買実践とあわせて、子どもの金融リテラシー向上に資する学習機会を設けること。

⑧実施に当たっては、地域の商店街、地域活動団体、市内事業者その他地域関係者のうち、少なくとも1主体以上と連携し、その役割を実施計画書に明記すること。

(2) 運営に関する事項

- ①参加者募集業務
 - ②参加者及び保護者への事業説明書の事前送付
 - ③事業当日における事業前後の参加者への金融教育の観点からの学習機会の提供
 - ④事業実施後の参加者及び保護者アンケートの実施
 - ⑤会場設営（出店ブースのテント、机、椅子等、各種案内板の設置）及び撤去
 - ⑥受託者は、事業の実施に当たり、連携する商店街、地域活動団体、市内事業者その他地域関係者と事前に協議を行い、各主体の役割分担、当日の運営方法、連絡体制その他必要な事項を整理した上で実施すること。
- ※事業実施にあたり実施計画書、運営マニュアル、開催会場図面等の作成を行うこと。
- ※他団体と協同で実施する場合は、双方で調整を行い、委託者と情報共有を図ること。

(3) 広報関連業務

- ①リーフレットの作成・印刷・配布
印刷部数 4,000部（1回につき）
仕様 A4両面 4色カラー コート紙 110kg
納品日 前半（第1回） 後半（第2回）
※具体的な日程は、開催日決定後、周知期間等を勘案し、
委託者・受託者双方で協議して決定する。
納品先 泉大津市役所市長公室地域経済課内
- ②事業を効果的にPRするため、広報計画を作成し、委託者に提案のうえ連携して行うこと。

(4) 効果測定

- ①受託者は、参加児童及び保護者を対象にアンケートを実施すること。
- ②アンケート項目には、少なくとも次の事項を含めること。
 - ア お金や値付けについて学んだこと（金融教育の効果）
 - イ 売り方、伝え方又は工夫したこと（商い体験・主体性）
 - ウ 子ども同士で対話を深められたか（コミュニケーション能力）
 - エ 物を大切にする意識に関すること（リユース意識）
 - オ 地域のお店、商店街又は地域活動に対する関心（地域との接点）
 - カ また参加したいか、今後やってみたいこと（継続意欲・将来への広がり）
- ③受託者は、アンケート結果を集計のうえ、事業目的に照らして分析すること。

(5) 市の協力事項

- ①市施設で開催する場合の使用に関する調整

②市内各小学校への広報

③連携する商店街、地域活動団体、市内事業者その他地域関係者との調整

5 委託業務の遂行

業務全般にわたり、常に委託者と密接な連絡を取り、連携して行うこと。

会場設営・運営にあたっては、安全に十分配慮し、実施後は原状回復を行うこと。

6 報告書の作成

事業終了後に、実施内容及び成果物が分かる書類を添付し、業務完了報告書を提出すること。なお、業務完了報告書には、以下の内容を含むこと。（提出先：泉大津市市長公室地域経済課）

- (1) 開催概要及び実施体制
- (2) 参加者数、来場者数、出店数その他の実績値
- (3) 地域連携先一覧及び各連携先の役割
- (4) 事前協議、当日運営及び学習機会の実施内容
- (5) 参加児童及び保護者アンケート結果
- (6) 子どもの学び及び地域との関わりに関する分析
- (7) 課題及び次回に向けた改善提案

7 委託料の支払い

業務完了確認後、受託者の正当な請求に基づき請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき、適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本業務完了後も同様とする。
- (2) 受託者は、委託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で、本事業の趣旨に鑑み必要と思われる業務について、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 本委託業務に基づき制作された資料等に関しての著作権等の権利は泉大津市に帰属するものとする。
- (4) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書及び委託契約書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ定めるものとする。

- (5) 本業務を実施する上で委託者又は受託者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、委託者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。